

令和7年度財政援助団体等監査実施計画

令和7年9月25日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第5項及び第7項の規定に基づく財政援助団体等監査については、世田谷区監査基準（令和2年2月13日監査委員決定）及び令和7年度監査基本計画（令和7年3月10日監査委員決定）に基づき、以下のとおり実施する。

1 監査の対象

区が出資や出えんを行っている団体（以下「出資団体」という。）、補助金、交付金、負担金等の財政的援助を行っているもの（以下「補助団体」という。）及び公の施設の管理を行わせている指定管理者（以下「指定管理者」という。）のいずれかに該当するもののうち、次の10団体及び担当所管部を監査の対象とする。

	団体名（担当所管部） 指定管理者の場合、公の施設（担当所管部）	団体の位置付け
1	公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団（スポーツ推進部） 公の施設 千歳温水プール（スポーツ推進部）	出資団体・補助団体・ 指定管理者
2	公益財団法人世田谷区保健センター（保健福祉政策部） 公の施設 保健センター（保健福祉政策部）	
3	世田谷区土地開発公社（財務部）	出資団体・補助団体・ 債務保証を行っている団体
4	株式会社世田谷サービス公社（政策経営部） 公の施設 北沢区民会館（北沢総合支所）	出資団体・指定管理者
5	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会（保健福祉政策部）	補助団体
6	社会福祉法人水の会（子ども・若者部）	
7	株式会社タスク・フォース（子ども・若者部）	
8	株式会社オーエンス（生活文化政策部） 公の施設 健康増進・交流施設（生活文化政策部）	指定管理者
9	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団（障害福祉部） 公の施設 ほほえみ経堂（障害福祉部）	
10	株式会社東急コミュニティー（都市整備政策部） 公の施設 高齢者借上げ集合住宅（都市整備政策部）	

2 監査の範囲

- （1）令和6年度における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行とする。
- （2）令和7年度における監査実施日までの財政的援助等に係る出納その他の事務の執行とする。

3 実施期間

監査は、令和7年10月から令和8年1月までの間に実施する。

4 実施日程・場所

監査を実施する日程及び場所は、別紙1のとおりとする。

5 実施方法

(1) 監査委員による監査

監査資料に基づき、団体及び担当所管部から事情聴取を行う。

(2) 事務局による監査

監査資料に基づき、出資目的に沿った事業運営や補助金、指定管理料等の事務処理が適正に行われているかを帳簿等と照合、確認するほか、団体及び担当所管部から事情聴取を行う。

(3) 公認会計士による会計書類調査

次の団体については、公認会計士による会計書類調査を行う。

- ①公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団
- ②公益財団法人世田谷区保健センター
- ③株式会社世田谷サービス公社
- ④社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会
- ⑤株式会社オーエンス
- ⑥労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
- ⑦株式会社東急コミュニティー

6 着眼点

監査の着眼点は、別紙2のとおりとする。

7 監査資料

団体及び担当所管部から提出を求める監査資料に関しては、別に定める。

8 監査結果

監査の結果については、監査終了後、速やかに財政援助団体等監査報告書として決定し、これを関係機関に提出するとともに、公表する。

9 その他

実施日程については、変更する場合がある。

1 監査委員による監査

月日	開始時間	団体
令和8年 1月 9日(金)	午後1時30分	株式会社タスク・フォース
1月13日(火)	午後1時30分	公益財団法人世田谷区保健センター
1月14日(水)	午後1時30分	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター 事業団
1月15日(木)	午前10時	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会
	午後1時30分	株式会社東急コミュニティー
1月16日(金)	午後1時30分	株式会社オーエンス
1月19日(月)	午後1時30分	公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団
1月20日(火)	午前10時	社会福祉法人水の会
1月21日(水)	午前10時	株式会社世田谷サービス公社

○会場 団体会議室等

2 事務局による監査

10月から12月までの間に実施することとし、団体、担当所管部別の日程は、別に定める。

3 公認会計士による会計書類調査

10月から11月に実施することとし、団体別の日程は、別に定める。

令和 7 年度財政援助団体等監査 着眼点

区から支出された公金が、監査対象団体を通じて適正に執行、運用されているかを中心に、次の着眼点に基づき実施する。

1 出資団体

出資や出えん（以下「出資等」という。）の目的に沿って団体が適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているかに着眼して監査を実施する。

また、経営の改善・効率化や、団体のガバナンスにも着眼して監査を実施する。

(1) 団体

- ①事業運営は、出資等の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- ②経理規程等、諸規程は整備されているか。
- ③財務諸表等は法令等に準拠して作成され、財務諸表等に財政状況が適正に表示されているか。税申告は適正に行われているか。
- ④事業運営及び財政状況は良好か。
- ⑤会計経理及び財産管理は適切か。

(2) 担当所管部

- ①出資等の財政的援助の目的、内容及び出資金額が公益上の必要性からみて妥当か。
- ②団体の事業運営及び財政状況を十分把握し、適切な指導監督が行われているか。

2 補助団体

補助金等の対象となっている事業（以下「補助対象事業」という。）が、目的に沿って適正かつ効果的に実施されているかに着眼して監査を実施する。

(1) 団体

- ①補助対象事業は、計画及び交付条件に従って執行され、十分効果があげられているか。また、補助対象事業以外に流用されていないか。補助対象事業経費の算定は適正か。
- ②補助金等に係る収支の会計経理、財産管理は適正に行われているか。
- ③補助金等に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正に行われているか。
- ④補助金等の報告書の内容は実績を十分把握でき、また、提出時期は適切か。
- ⑤精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

(2) 担当所管部

- ①補助金等の財政的援助の目的、内容は明確か。また、公益上の必要性からみて妥当か。
- ②補助金等の申請・交付手続等は適正か。

- ③補助対象事業の履行及び補助金等の効果の確認は、実績報告書等により行われ、適切に審査されているか。
- ④補助団体への指導監督は適切に行われているか。

3 指定管理者

公の施設の管理に係る業務が、その目的に沿って適正に執行されているかに着眼して監査を実施する。

(1) 指定管理者

- ①施設は、関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- ②公の施設の管理は、協定に基づき適正かつ効率的に執行されているか。
- ③再委託の手続は適切に行われているか。
- ④指定管理業務の報告は、適時適切に行われているか。また、管理業務の収支状況等は明確になっているか。
- ⑤公の施設の設置目的の達成のため、指定管理者のノウハウを活かした住民サービスの向上に努めているか。
- ⑥利用料金制を採用している場合は、利用料金の設定や徴収等は適正に行われているか。
- ⑦公の施設の管理に係る会計経理は、他の事業の会計と明確に区分され、適正に管理されているか。
- ⑧公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正に行われているか。
- ⑨公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。
- ⑩自主事業は適切に行われているか。また、自主事業の収支状況は明確になっているか。

(2) 担当所管部

- ①協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ②事故等のリスクの軽減や事故等の発生時の危機管理体制が構築されているか。
- ③管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は、適正に行われているか。
- ④物品等の貸付事務は適切に行われているか。
- ⑤事業報告書の点検は、適切に行われているか。
- ⑥指定管理者の自主事業の実施状況や収支状況は把握されているか。
- ⑦指定管理者に対し、指定管理業務又は経理の状況について適時適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。